イ　砂防法第四十九条の規定により読み替えて適用する同法第十四条第二項
ロ　道路法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項
ハ　積雪寒冷特別地域における道路交通の確保に関する特別措置法附則第二項
ニ　高速自動車国道法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第二十条第一項
ホ　河川法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第六十条第一項
ヘ　沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）附則第十一条の規定により読み替えて適用する同法別表五の項
二　次に掲げる法律の規定　平成二十二年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十一年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十二年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十一年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十二年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）
イ　道路の修繕に関する法律第二条第三項
ロ　共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項
ハ　電線共同溝の整備等に関する特別措置法第二十二条第一項
ニ　特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第二百一条第二項
三　次に掲げる法律の規定　平成二十三年度以降の年度の予算に係る国の負担（平成二十二年度以前の年度における事務又は事業の実施により平成二十三年度以降の年度に支出される国の負担及び平成二十二年度以前の年度の国庫債務負担行為に基づき平成二十三年度以降の年度に支出すべきものとされた国の負担を除く。）
イ　砂防法第十四条第二項
ロ　道路法第五十条第二項
ハ　高速自動車国道法第二十条第一項
ニ　河川法第六十条第一項
ホ　沖縄振興特別措置法別表五の項

（政令への委任）

第三条　前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

（港湾法の一部改正）

第四条　港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）の一部を次のように改正する。

附則第二十五項中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に、「附則第六条第七項」を「附則第五条第七項」に改め、附則第二十六項中「附則第六条第七項」を「附則第五条第七項」に改める。

（交通安全施設等整備事業の推進に関する法律の一部改正）

第五条　交通安全施設等整備事業の推進に関する法律（昭和四十一年法律第四十五号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第五十条第二項本文」を「第五十条第二項」に改める。

（沖縄振興特別措置法の一部改正）

第六条　沖縄振興特別措置法の一部を次のように改正する。

附則第三条を削り、附則第四条を附則第三条とし、附則第五条から第九条までを一条ずつ繰り上げ、附則第十条及び第十一条を削り、附則第十二条を附則第九条とし、附則第十三条を削り、附則第十四条を附則第十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（平成二十二年度における沖縄の道路に係る国の負担割合の特例）

第十一条　別表五の項の規定の平成二十二年度における適用については、同項中「改築」とあるのは、「改築、同法第十三条第一項に規定する指定区間内の一般国道の同法附則第二項の規定により読み替えて適用する同法第五十条第二項に規定する特定事業」とする。

附則第十五条から第二十七条までを削る。

別表五の項中「、改築及び修繕並びに高速自動車国道及び同法第十三条に規定する指定区間内の国道の維持その他の管理」を「及び改築並びに同法第十三条第一項に規定する指定区間外の一般国道、県道及び市町村道の修繕」に改め、「道路法第十三条に規定する指定区間内の国道を構成する敷地である土地のうち太平洋戦争の開始の日から復帰協定の効力発生の日の前日までに築造された道の敷地であったものの取得及び賃借にあっては十分の十、」を削り、「十分の九）」を「、十分の九）」に改める。

（独立行政法人雇用・能力開発機構法の一部改正）

第七条　独立行政法人雇用・能力開発機構法（平成十四年法律第百七十号）の一部を次のように改正する。

附則第四条第一項第三号中「附則第四条」を「附則第三条」に改める。

（独立行政法人都市再生機構法の一部改正）

第八条　独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第百号）の一部を次のように改正する。

附則第二十二条第一項第一号中「附則第五項」を「附則第四項」に改め、同項第二号中「附則第九項及び第十項」を「附則第八項及び第九項」に改め、同項第六号中「附則第五項、第六項及び第九項から第十一項まで」を「附則第三項、第四項及び第七項から第九項まで」に改め、同条第二項中「附則第五項、」を「附則第四項、」に、「附則第五項若しくは第六項」を「附則第三項若しくは第四項」に改める。

（特別会計に関する法律の一部改正）

第九条　特別会計に関する法律の一部を次のように改正する。

第二百一条第二項第一号ロ中「第二項本文」を「第二項」に、「第三項、道路の修繕に関する法律（昭和二十三年法律第二百八十二号）第二条第三項ただし書」を「第四項」に改める。

附則第四十九条第一項から第四項までの規定中「附則第五項若しくは第六項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「第五十二条第一項」を「第五十条第一項」に改める。

附則第五十条第一項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「第三条第一項」を「（昭和二十三年法律第二百八十二号）第三条第一項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に、「附則第六条第八項」を「附則第五条第八項」に改め、同条第二項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に、「附則第八項若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六条第八項」を「附則第五条第八項」に改め、同条第三項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に改め、同条第四項中「附則第八項若しくは第九項」を「附則第七項若しくは第八項」に、「附則第六条第八項」を「附則第五条第八項」に改め、同条第五項中「附則第四項若しくは第五項」を「附則第三項若しくは第四項」に、「附則第六条第二項」を「附則第五条第二項」に改める。

附則第五十一条第二項から第五項までの規定中「附則第六条第一項」を「附則第五条第一項」に改める。

内閣総理大臣　鳩山由紀夫
財務大臣　菅　直人
厚生労働大臣　長妻　昭
国土交通大臣　前原　誠司

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十二年三月三十一日

内閣総理大臣　鳩山由紀夫

法律第二十一号

国土調査促進特別措置法及び国土調査法の一部を改正する法律

（国土調査促進特別措置法の一部改正）

第一条　国土調査促進特別措置法（昭和三十七年法律第百四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各号」を削り、同条第一号中「行なう基準点の測量及び」を「行う土地及び水面の測量（このために必要な基準点の測量を含む。）並びに」に、「行なうもの」を「行うもの」に改め、同条二号中「行なう」を「行う」に改める。

第三条第一項中「内閣総理大臣は、土地政策審議会」を「国土交通大臣は、国土審議会」に、「平成十二年度」を「平成二十二年度」に改め、同条第四項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に、「きかなければ」を「聴かなければ」に改め、同条第五項中「内閣総理大臣」を「国土交通大臣」に改め、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項後段を削る。

（国土調査法の一部改正）

第二条　国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）の一部を次のように改正する。

第七条中「実施する」を「行う」に改める。

第十条に次の一項を加える。

2　前項に規定するもののほか、都道府県又は市町村は、国土調査を適正かつ確実に実施することができると認められる者として国土交通省令で定める要件に該当する法人に、その行う国土調査（同項の規定によりその実施を委託されたものを含む。）の実施を委託することができる。